



全福センター
加盟



ジョイメイト いわみ

ガイドブック



会員の管理

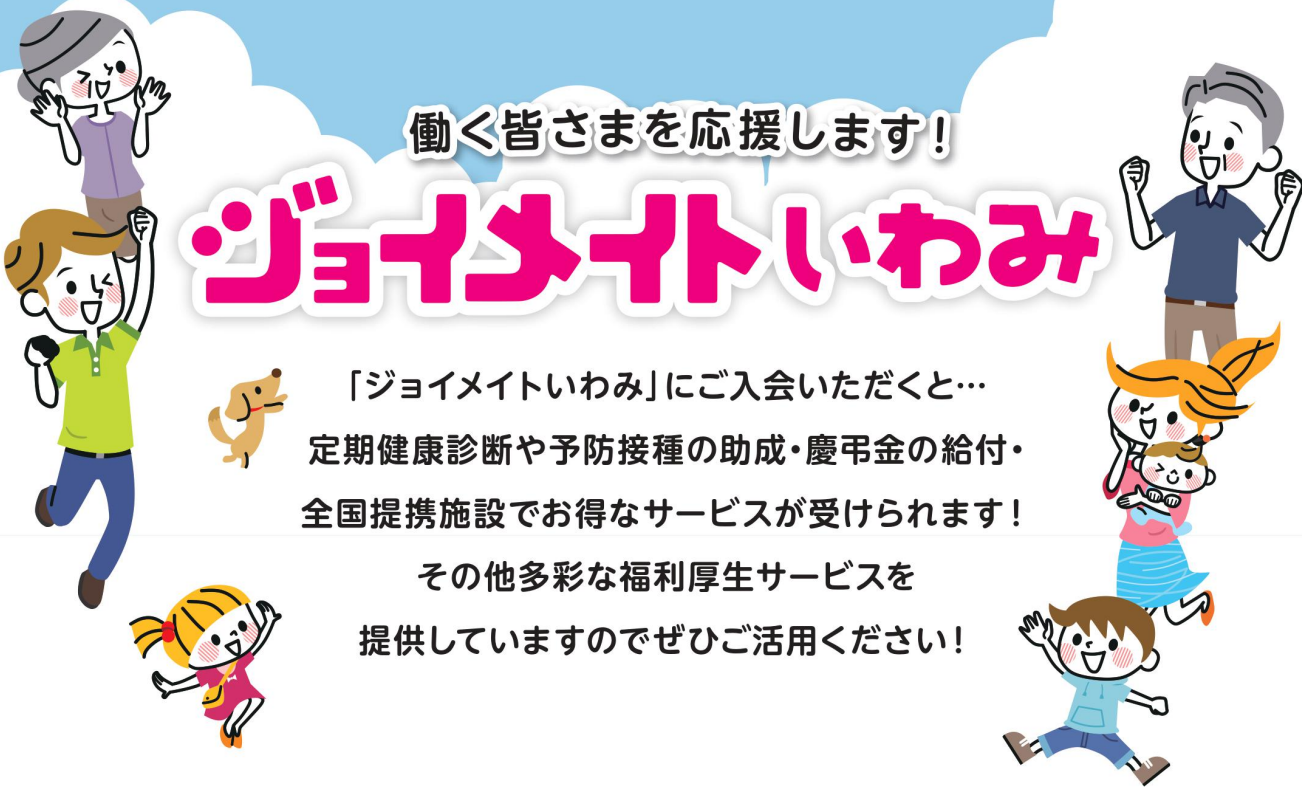
慶弔給付金

健康の維持を
サポート

旅行(宿泊)・
教育助成

全国で使える
割引施設

一般財団法人 島根県西部勤労者共済会 [愛称:ジョイメイトいわみ]



働く皆さまを応援します！

ジョイメイトいわみ



「ジョイメイトいわみ」にご入会いただくと…
定期健康診断や予防接種の助成・慶弔金の給付・
全国提携施設でお得なサービスが受けられます！

その他多彩な福利厚生サービスを
提供していますのでぜひご活用ください！

CONTENTS

概要	3
会員管理	4
会報誌	5
健診の受診料助成	6
慶弔給付金	8
慶弔給付一覧表	9
その他の助成	10
・ 旅行(宿泊)助成事業	
・ 教育助成事業	
ベネフィット・ステーション	11
全福センター	15

概 要

名 称

一般財団法人 島根県西部勤労者共済会
(愛称:ジョイメイトいわみ)

所 在 地

〒697-0026 島根県浜田市田町116-17
田原建築設計事務所1F

代 表 者

理事長 樋山 陽介

目 的

島根県西部地区内の企業等で働く皆さんに総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上と地域社会の活性化に寄与する。

加盟市町

浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町

会員資格

島根県西部地区内の企業並びに各種団体の勤労者及び事業主、役員、パート、個人事業主も可。

会 費

1人 月額1,000円

※2分の1以上を事業主負担とします。

●納入方法

会費月額1人1,000円に毎月1日の会員数を乗じた額を指定の金融機関の預金口座から毎月20日(休日の場合は翌営業日)に自動振替で納入。

事業の仕組み



ジョイメイトいわみ
「会報誌」



ジョイメイトいわみサービス一覧

定期健康診断
助成



慶弔給付金



旅行(宿泊)・
教育助成



全福センター



インフルエンザ
予防接種助成



ベネフィット・
ステーション



会員管理

追 加

すでにジョイメイトいわみに入会している事業所で、新たに従業員を追加入会される場合は以下の書類をジョイメイトいわみへ提出してください。

●西部勤労者共済会会員名簿 追加加入用

異 動

同一組織内での異動が生じた場合は、**異動届**をジョイメイトいわみへ提出してください。

※異動の場合は入社年月日は変わりません。

※異動届は、異動する前の事業所から提出してください。

異動届を提出することにより、退会と入会の手続きが完了します。

変 更

次の事項のいずれかに変更が生じたときは、変更届をジョイメイトいわみへ提出してください。

(1) 事業所名称・所在地・電話番号・

代表者氏名

(2) 会員の氏名変更(結婚等)

(3) 会費の振替金融機関

※(3)が変更の場合は、預金口座振替依頼書もあわせて提出してください。

再 発 行

会員証の紛失・破損等が発生した場合は、**会員証再発行申請書**をジョイメイトいわみへ提出してください。

会 員 証

入会時にジョイメイトいわみより送付します。

退 会

会員が退職、その他の理由で退会するときは、速やかに**退会届**に会員証と受診利用券(未利用の場合)を添えてジョイメイトいわみへ提出してください。

※特に月末退職予定者がある場合は事前に退会届を提出又は電話・FAX等で連絡してください。

入会・退会・異動の締切日は毎月5日必着です。
申請漏れや遅れの無いようご注意ください。
(5日が休みの場合はその前の営業日まで)



申請書・届出等各種様式はホームページからダウンロードできます

会報誌

過去の
会報誌一覧

お得な情報を隔月でお届け！

地域のグルメ・レジャー・温泉などがお得に利用できる
「クーポン券」や「チケット情報」などを提供する会報誌をお届けします！



生活安定・自己啓発・余暇活動のサポートを

スポーツ大会・各種教室の開催

- 講習会
- 研修会
- 教室
- ボウリング大会



チケット等の斡旋

- 映画
- 各チケット
(低料金で購入できます)



旅行&ホテル

季節に応じた
バスツアー等の
割引や優待



グルメ

割引券や
優待券を
発行



癒し

エステサロン
温泉等の
割引や優待



特産品・生活品斡旋

地域特産品の
斡旋



体験

体験等の
割引や優待



レジャー&遊園地

施設割引等



健診の受診料助成

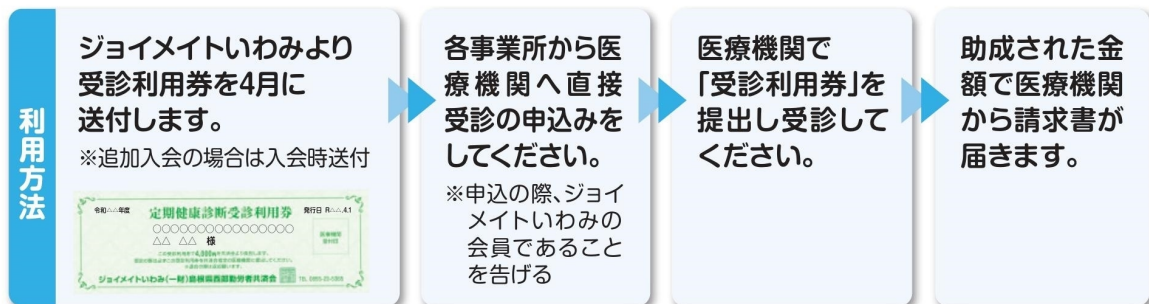
定期健康診断(年度内1回)

会員が健康診断を受けられる場合、受診料の一部を助成します。

利用対象者 会員本人 ※受診時に会員であること
・全国健康保険協会の被保険者
・国民健康保険・健康保険組合の被保険者

助成金額 4,000円(上限)
※受診利用券を利用しない場合も助成が受けられます(7P参照)

受診利用券を利用する場合



受診利用券取扱機関

	医療機関名	電話番号
松江	島根県環境保健公社	0852-24-0038
	JA 島根厚生連	0852-22-4260
出雲	しまね総合健診クリニック	0853-25-3333
	小林病院	0853-21-5230
大田	大田シルバークリニック	0854-83-7757
邑智	三笠記念クリニック	0855-83-2050
	星ヶ丘クリニック	0855-84-0006
江津	島根県済生会江津総合病院 健診センター	0855-54-0101
浜田	浜田医療センター	0855-28-7700
	浜田市国民健康保険弥栄診療所	0855-48-5001
	浜田市国民健康保険あさひ診療所	0855-45-0002
	浜田市国民健康保険波佐診療所	0855-44-0001
益田	益田医師会病院	0856-22-3611
	津和野共存病院	0856-72-0660
広島	市立三次中央病院	0824-65-0101
	北広島病院健康管理室	0826-72-6611

受診利用券を利用しない場合

申請期間	4月1日～翌年5月31日
助成金支払日	毎月月末締切 → 翌月25日支払い(休日の場合は翌営業日)

利用方法

医療機関に直接申込みをして受診してください。
※受診料を支払い領収書をもらう

ジョイメイトいわみに「**健診補助金申請書**」を提出してください。
※医療機関の請求書・領収書の写しを添付
※受診利用券を返却(重複申請防止のため)

ジョイメイトいわみから指定口座に入金いたします。

申請書はホームページからダウンロードできます

人間ドック(5年に1回) ※健康診断の助成との重複はできません

利用対象者	会員本人 ※受診時に会員であること
助成金額	12,000円
申請期間	4月1日～翌年5月31日
助成金支払日	毎月月末締切 → 翌月25日支払い(休日の場合は翌営業日)

利用方法

医療機関に直接申込みをして受診してください。
※受診料を支払い領収書をもらう

ジョイメイトいわみに「**健診補助金申請書**」を提出してください。
※医療機関の請求書・領収書の写しを添付
※受診利用券を返却(重複申請防止のため)

ジョイメイトいわみから指定口座に入金いたします。

注意事項

- 注1 人間ドック(脳ドック等含む)の受診料が30,000円以上の場合、助成対象となります。
注2 毎年人間ドックを受診される方は、他の年度につきましては健康診断の助成として申請ください。4,000円の助成対象となります。
注3 検査・定期健康診断のオプション検査は助成の対象となりません。

申請書はホームページからダウンロードできます

インフルエンザ予防接種(年度内1回)

利用対象者	会員本人 ※接種時に会員であること	助成金額	1,000円
申請期間	11月1日～翌年2月末日	支払期間	翌年の3月中に事業所の口座へまとめて入金いたします。

利用方法

「**予防接種助成申請書**」を提出してください

※領収書の写しを添付してください。予防接種済証も可。(接種者の氏名・予防接種代の記載が必要です)

申請書はホームページからダウンロードできます

慶弔給付金

慶弔給付事業

会員とその家族のお祝い事やご不幸に対し、慶弔金を給付します。

- 受給資格**／給付事由発生時点で会員である必要があります。
- 請求期限**／給付事由発生日から3年以内です。
※給付事由発生日とは・・・保険金の支払対象になる出来事が起きた日
- 給付金支払日**／毎月月末締切 → 翌々月上旬支払い(詳しい日程は会報誌に掲載します)
- 請求方法**／給付事由確定後、「**保険金請求書兼証明書(3枚複写)**」に必要書類を添え事業所を通じてジョイメイトいわみに提出してください。

保険金請求書兼証明書は事業所経由でジョイメイトいわみまでご請求ください

手続きの 注意点

- ◆保険金請求書兼証明書は1～2枚目を提出してください。3枚目は控えとして保管してください。
- ◆指定の添付書類を付けて申請してください。(慶弔給付一覧表を参照)
- ◆戸籍謄本は給付事由発生日以降に発行されたものを添付ください
- ◆死亡・重度及び後遺障害(会員本人)・傷病休業保険金を請求される場合は、**保険金受取人欄に記入・押印をしてください。**
※保険金の受取人氏名の欄は本人に限る。(会員死亡の場合は、相続人の住所・氏名を記入)
- ◆保険金請求書兼証明書2枚目の保険金支払先口座の欄は正確に記入してください。(事業所への一括振込にご協力願います)
- ◆結婚等での口座名義の変更にはご注意ください。
- ◆給付事由が確定後、保険金請求書兼証明書を提出してください。
- ◆入会後発生した事由が対象となります。
- ◆「会員(本人)死亡保険金」「障害見舞金」については事由発生時にジョイメイトいわみまでお問合せください。
- ◆会員の死亡保険金は会員の死亡原因及び事故状況によって、給付金額の減額や免責があります。
- ◆自死・老衰等は死亡保険金の対象外となります。

慶弔給付一覧表

区 分	給 付 条 件			給 付 額	添 付 資 料	
勤 続 祝 金	会員が 同一事業所に 勤務したとき	10年間		5,000円		
		15年間		5,000円		
		20年間		10,000円		
		25年間		5,000円		
		30年間		10,000円		
		35年間		5,000円		
		40年間		10,000円		
結 婚 祝 金	会員が結婚したとき			20,000円	戸籍謄本又は戸籍抄本又は 婚姻届受理証明書	
水晶婚祝金	会員が結婚15年に達したとき			5,000円	戸籍謄本又は戸籍抄本	
銀 婚 祝 金	会員が結婚25年に達したとき			10,000円		
出 産 祝 金	会員または会員の配偶者が 出産したとき			10,000円	母子手帳 (市区町村長の証明印のある項)	
入 学 祝 金	会員の子が小学校に入学したとき			10,000円	入学通知書又は 在学証明書	
	会員の子が中学校に入学したとき					
20歳祝金	会員が満20歳に達したとき			10,000円	免許証又は 健康保険証	
還暦祝金	会員が満60歳に達したとき			10,000円		
古希祝金	会員が満69歳に達したとき			10,000円		
傷 病 休 業 保 険 金	14日以上～30日未満の休業の場合			5,000円	出勤簿 ※出勤簿が提出できない場合は ジョイメイトいわみまでご連絡 ください	
	30日以上～60日未満の休業の場合			10,000円		
	60日以上～90日未満の休業の場合			15,000円		
	90日以上～120日未満の休業の場合			20,000円		
	120日以上の場合			25,000円		
障 害 金 見 舞 金	疾病により重度障害になったとき			50,000円～100,000円	医師の後遺障害診断書 事故証明書 ※ジョイメイトいわみまでご連絡 ください	
	会員が不慮の事故等により障がい者にな ったとき(1～14級)			6,000円～150,000円		
	会員が交通事故等により障がい者にな ったとき(1～14級)			10,000円～250,000円		
死 亡 保 険 金	会 員 (本 人)	疾病死亡	71歳未満	100,000円	医師の死亡診断書 死亡事項登載の戸籍謄本 ※ジョイメイトいわみまでご連絡ください	
			71歳以上	50,000円		
		不慮の事故死亡			150,000円	医師の死亡診断書 死亡事項登載の戸籍謄本 事故証明書 ※ジョイメイトいわみまでご連絡ください
		交通事故死亡			250,000円	
死 亡 弔 慰 金	会員の配偶者が死亡した場合			50,000円	死亡事項登載の戸籍謄本	
	会員の子が死亡した場合			20,000円		
	住宅災害により同居親族が死亡した場合			10,000円		

※給付事由発生時点で会員であることが必須です

※証明書はすべてコピー可

※戸籍謄本は給付事由発生日以降に発行されたものを添付ください

その他の助成

旅行(宿泊)助成事業

国内・国外旅行(どちらか一方)された方に、助成します。(年度内1回)

利用対象者 会員本人のみ

助成件数 予算の範囲内

●助成金額／国内旅行2泊以上 2,000円 国外旅行1泊以上 3,000円

●申請手続／参加助成申請書に必要事項を記入し、宿泊日・会員の名前が入った領収書または宿泊証明書を添付して旅行終了後に申請してください。

※宿泊日証明書とは・・・個人が特定のホテルや旅館に宿泊したことを証明する書類です。
発行方法は宿泊した施設によって異なりますので、宿泊先の施設にご確認ください。

(注)出張等ビジネスでのご利用はできません。車中泊は対象外。宿泊施設(有料)利用の場合に限ります。

※翌年の5月末日で締め切ります

申請書はホームページからダウンロードできます

教育助成事業

eラーニング

1300タイトルありビジネスの実務に役立つコースから
おとな向けの教養講座まで様々な分野を学ぶことができます。

利用対象者 会員・家族

利用方法

ベネフィット・ステーションホームページからご利用ください。

ベネフィット・ステーションにログイン
(ログイン方法は11Pをご覧ください)

このバナーをクリック



資格取得からeラーニングのページにお進みください。

ユーキャン通信講座助成

生涯学習ユーキャンの受講料1講座につき一括払いの15%を支援価格。
回数の制限はありません。

利用対象者 会員・家族

利用方法

全福センターホームページからお申し込みください。

全福センターホームページ
※トップページからは「サービス」「カルチャー」「通信・通学講座」をクリック

サービス一覧から「ユーキャン」をクリック

ご利用方法にある「ログイン」をクリックしてID/パスワードを入力してください。

ID: CS
パスワード: zenpuku



生涯学習のユーキャン

放送大学島根学習センター

利用対象者 会員本人のみ

●助成内容／入学金 最高10,000円限度に補助

申込みの際に会員であることを教えてください。

●申請手続／参加助成申請書に教育助成と記入し、領収書及び入学を証明する者(写)を添付して事務局まで申請してください。

お申し込み 直接「学習センター」の方へ ☎0852-28-5500

お問い合わせ 助成に関するお問い合わせはジョイメイトいわみまで

※翌年の5月末日で締め切ります

申請書はホームページからダウンロードできます



ベネフィット・ステーション



ジョイメイトいわみ会員は
ベネフィット・ステーションのサービスを受けられます！

ジョイメイトいわみ会員

=

ベネフィットステーション会員

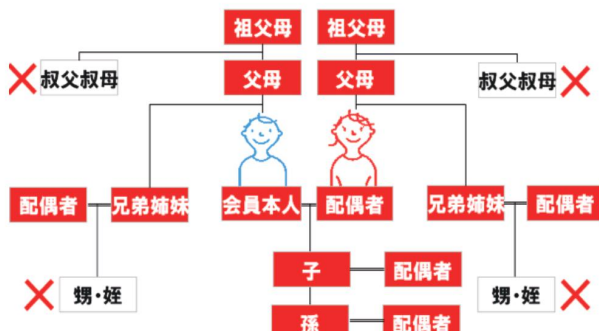
ベネフィットステーションとは？

全国で多種多様な会員特典サービスをご利用いただける
総合福利厚生サービスです。

ジョイメイトいわみ会員の方は、ジョイメイトいわみの会員
サービスの一つとしてBSサービス(10カテゴリの全メニュー)
をご利用いただけます。BSホームページ(HP)へログインする
ことで、BSサービスの利用・申込みが可能となります。

利用対象範囲

ご本人と配偶者様、それぞれの2親等内親族の方が、同一条件
でご利用制限なく、何度でもご利用可能です。



利用可能カテゴリ



学び



カー



介護



ハウジング



レジャー・
エンタメ



生活



リラク・
ビューティー



グルメ



ショッピング



育児

※サービスのご利用にはベネアカウントの
登録が必要となります。

ベネフィットステーションのご利用はジョイメイトいわみ入会
月の15日以降からご利用できます。ベネアカウントに登録して
ご利用ください。

ベネアカウント登録方法

●ご登録時の注意：ベネアカウントの登録にはメールアドレスが必須となります。

STEP 1

ベネフィット・ステーションの
ホームページを開く

ベネフィットステーション

検索

ホームページ
はコチラ



STEP 2

- ① サイトトップのログインボタン(右上)をクリック
- ② 【ベネアカウントのご登録・切換に関して】をクリック

- ③ 青のアイコン [ベネアカウントを新規登録](#) をクリック
【ベネアカウントを新規登録】をクリック

- ④ 団体IDと認証キー-1・2を入力

団体ID: C00026CFX

※団体IDのアルファベットは半角大文字です

認証キー-1 会員証記載の9桁の数

認証キー-2 123188



STEP 3

- ① 今後IDとして使用したいメールアドレスまたは電話番号とパスワードを入力し、新規登録をクリック

メールアドレス [今後IDとして使用したいメールアドレス](#)
パスワード [今後使用したいパスワード](#)

[新規登録](#) [ログイン](#)

- ② 規約を一番最後まで読み、
“同意する”をクリック
- ③ ベネアカウント仮登録が完了

STEP 4

- ① STEP3でログインIDとして登録したメールアドレスにアカウント登録メールが届くのでURLをクリック

●件名 [ベネワン・プラットフォーム] アカウント登録案内メール

- ② STEP3-①で設定したパスワードを入力し送信をクリック

- ③ 本人確認画面に遷移後、ご自身の情報をご入力の上、“送信”をクリックして登録完了

- ④ 登録完了画面からログインをクリック

※ログインができることを確認してください



詳しい登録方法はこちら



登録方法・その他不明な点がございましたら
カスタマーセンターへご連絡ください。

0800-9192-919
フリーコール(通話料無料)(年末年始除く)

〈営業時間〉
平日・土・日・祝日 10:00~18:00

ベネフィット・ステーション

ベネフィット・ステーション



公式アプリ ダウンロードはこちらから！

顔認証・指紋認証機能により、ログインが簡単に

QRコードから
公式アプリを
ダウンロードしよう！



Androidは
こちら



iPhoneは
こちら



家族会員登録をご利用ください！

会員から招待することで、本人を含みご家族5名までベネフィット・ステーションのIDができ、本人と同様のサービスが受けられます。

メリット1

メールアドレスごとにアカウントを作り、家族一人一人がログインすることができます。また、住所情報や個人情報を登録することができるので、お申し込みがますます便利になります。

※「2親等以内の親族」が会員として利用対象範囲です。それ以外の方は登録できません。

メリット2

あなたのプロフィールに合った情報が届きます！アカウントを追加していただいた方一人一人がマイプロフィールをご利用いただけます！

※特典を受け取るには、お祝い・おすすめメール配信を「希望する」の設定が必要です。

STEP 1

マイページで基本情報を登録

アカウントを追加したい方のメールアドレスや氏名など基本情報を登録してください。



- ①マイページの「家族設定」をクリック
- ②「家族アカウントを追加する」をクリックし招待をクリック
- ③設定・編集画面でご招待したいアカウントの情報を入力し招待をクリック



登録したご家族のメールアドレス宛てに本登録用メールが送信されます。本登録用メールの有効期限は24時間ですので、本人様から登録したご家族へお早めにお伝えください。

STEP 2

メールURLから本登録

届いたメール本文のURLをクリックします。表示されたWEB画面で生年月日を入力し、ログイン用パスワードを設定すれば本登録完了です。

家族会員登録の
詳しい方法は
こちらから



レジャー・エンタメ

映画のチケットがお得に購入できます！

●TOHOシネマズ
2,000円 → 1,500円



●イオンシネマ
1,800円 → 1,300円



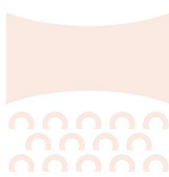
●ティ・ジョイ運営劇場
2,000円 → 1,400円



●MOVIX&松竹系映画館
2,000円 → 1,400円



●109シネマズ&ムービル
2,000円 → 1,500円



カラオケ・ボウリングがお得に楽しめます！

●カラオケCLUB DAM

●カラオケまねきねこ



●快活CLUB

●ボウルJAC



上記の内容は2024年3月時点の情報となります。最新の情報についてはベネフィット・ステーションHPをご確認ください。

サービスは一例です。詳しくはベネフィットステーションホームページをご覧ください。



学 び

業界唯一無料eラーニング1300タイトルで自己啓発をサポート

学 ぶ

●フリーeラーニング

- ✓ 豊富なラインナップ (1300タイトル)
- ✓ マイページで受講進捗確認
- ✓ スマホやタブレットでいつでもどこでも学習

全講座
受講料無料



- eラーニング
- TOEIC点数別対策講座
- ロジカルシンキング
- PCスキル
- マネジメント基礎
- FP2級対策講座
- ビジネス基礎
- 秘書検定対策講座
- マーケティング入門
- etc

他にも語学スクールやこども向け教材、趣味・カルチャー教室の特典もあります。

●その他 英会話スクール・資格取得も会員特典が使えます！ 書籍購入や購読もお得！



Gaba
マンツーマン英会話
入学金 33,000円
→ **無料**



英会話の
ベルリッツ
入学金 33,000円
→ **無料**



ユーキャン
資格通信教育講座
受講料の**15%**分の
ポイントプレゼント



楽天ブックス



Honya Club.com



本の要約サービスflier



育 児

業界最大級の 「育児補助制度」



●一時保育補助「すくすくえいど」

ベビーシッター・病児シッターサービス、認可外保育施設、民間の学童保育施設を利用する場合に、一部補助金が受けられる制度です。

・月々最大 **9,000円**

・保育施設など
利用1時間 **300円**

補助対応
※1日2時間まで、月30時間上限

●月極め保育補助「すくすくmonthly」

認可外保育施設の月極保育サービスをご利用された場合に、一部補助金が受けられる制度です。

月々最大 **10,000円**の補助

●すくすくファミリーサポート

育児補助を受けたい人で行いたい人をマッチングする育児サービス。

月々最大 **3,000円**の補助

●その他



amazonファミリー



介 護

「介護補助サービス」で安心

「介護用品補助」は、以下の3つのメニューから購入したものが対象で一度の申請につき

●介護用品購入 月々最大 **5,000円**の補助

※2万円の自己負担を超過した金額のみ
※居宅介護サービス補助と併用はできません。

補助対象メニュー

1. まごころサポート
2. フランスベッド 介護宅配便
3. エリエール オンラインショップ (介護用品)



補助対象商品

1. 介護用 紙おむつ
2. 寝具用 防水シート
3. 吸水シート
4. 尿とりパッド
5. 介護用おしりふき

●居宅介護サービス

介護保険支給限度額を
超えた分に対して

月々最大
50,000円の補助

●その他



ニチイの家事・育児・介護サービス
Nichii Life

サービスは一例です。詳しくはベネフィットステーションホームページをご覧ください。

ベネフィット・ステーション



グルメ

- Cafe 住留 (ジュール)
1,500円以上お会計で
100円OFF



- 炉端かば 浜田店
ドリンク
1杯サービス
※1名まで



- 珈琲所 コメダ珈琲
たっぷりサイズご注文時
通常サイズの価格で
ご提供



- 魚民 浜田南口駅前店
お会計の**10%OFF**
ほか



ショッピング

- 眼鏡市場
メガネ、サングラス、コンタクトレンズ
店頭価格より **5%OFF**



- はるやま
販売価格より **10%OFF**



- 楽天市場
- Yahoo!ショッピング
- 購入金額の**1%分**の
ベネポ還元



得ベネ通販

会員特典ならではの安さに注目!!
※配送エリアによって、別途送料が発生する
場合がございます。

全品
送料無料!



その他カテゴリ

- ニッポンレンタカー
一般料金より
(※24時間利用の場合)
17~55%OFF



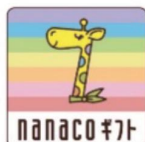
- イエローハット
オイル&ポイントカード
入会金**50%OFF**



- おそうじ本舗
御見積り金額から**10%OFF**



- その他



ポイントが貯まる! 使える!

100ベネポ = 100円 から
約27,000以上のメニューに
ご利用いただけます!

ベネポを使いたい場合

お好きなサービスに充当!



ベネポを交換したい場合

様々なポイントに交換が可能



全福センターは各種の協定施設や
レジャー等を割引価格にて提供しています。
ジョイメイトいわみも加盟しており、
ジョイメイトいわみ会員の方は
**全福センターの福利厚生サービスを
利用できます。**



ジョイメイトいわみ
会員

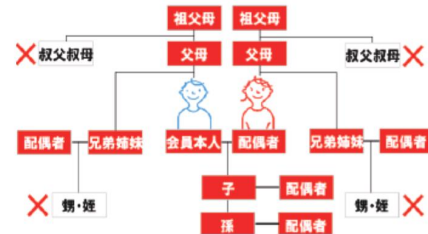
=

全福センター
会員



利用対象範囲について

ご本人と配偶者様、それぞれの2親等内
親族の方が、同一条件でご利用制限なく、
何度でもご利用可能です。



① 全福センターサイトにアクセス
<https://www.zenpuku.or.jp/about>



② ログインをクリックし、IDとパスワードを入力

③ ログイン

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押して下さい
※ログインIDとパスワードが不明の方は、ご加入のサービスセンターへお問い合わせください

ログインID
パスワード

□ ブラウザを開くときオートログインを無効にする

ログイン

ID
CS

パスワード
zenpuku

ログインのお名前は
ようこそ『中国・四国B会員』となります

割引内容はここから
ご確認ください。

ご利用の際はジョイメイトいわみ
会員証を提示してください。



職域限定ショッピングサイト 社販マーケット

〈商品一例〉

ほかにもたくさん



有名メーカーのドリンク類が**最大 半額以下!**

ネットでパソコン、ケータイから**ラクラク注文**

ご自宅・勤務先全国どこでも**送料無料**

ご注文はネットからのみとなります

- ① 全福センターホームページにログイン
- ② 全福センターホームページの「社販マーケット」バナーをクリック
- ③ ページ最下部の「社販マーケット」へのアクセスボタンをクリック
(専用エンターコードが記載されています)
※ご購入には「社販マーケット」会員登録が必要となります



事業主の
皆様必見

全福ネットあんしん労災 (全福ワンコイン労災)

業務上または通勤途中の災害で亡くなられたり、身体の障害(後遺障害)を被った場合、国の労災保険の給付に上乗せする団体型の労働災害共済です。

- POINT!**
- 掛金を100円単位で自由に選べます
 - 労災控訴、高額賠償への備え
 - 求人時の福利厚生施策
 - 共済掛金は全額損金処理が可能



詳しくは
全福セントラルページの
「全福ワンコイン労災」
バナーをクリック!



洋服の青山

店内全商品
AOYAMA
タイアップカードで
10% OFF!!

AOYAMAタイアップカードは
お持ちですか?

ジョイメイトいわみ会員は
「AOYAMAタイアップカード」
が作成可能です。

店頭にて「ジョイメイトいわみ
会員証」をご提示ください。

入会金・年会費無料。100円につき1ポイント付与。
クレジットカードではなく、会員ポイントカードです。

全福センターホームページの
クーポンと併用で
さらにおトク!



メンズ商品(スー
ツ、フォーマル、ビジネ
ス、洋品カジュアル)、
レディース商品の
特別割引クーポン券

プラス
AOYAMA
タイアップカードで
さらに10%OFF!!

※割引特典対象外となる場合もあります。
詳しくは店頭でおたずねください。

洋服の青山なら他社製品でも下取りいたします!

下取り10%OFFサービス実施中!

タイアップカード割引を使えば

さらに10%OFF

メンズスーツやワイシャツ、フォーマルはもちろん、
ネクタイ・ベルト・靴などの小物類から、レディース
衣類や学生服まで幅広く下取り!洋服の青山の
お得な下取りクーポン券と交換いただけます。
※ご利用条件は店頭係員までお気軽にお問い合わせください。

例えは
●メンズスーツ 下取り割引10%OFF
19,000円 **17,000円**
15,390円
タイアップカード割引でさらに10%OFF

ユーキャン

講座価格の**15%を支援**

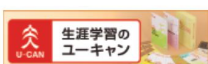
申込方法 全福センターホームページのユーキャンページより、「全福センター会員向けユーキャン通信講座申込みページ」で手続き

※予約の全ては会員とユーキャンの間で直接行われます。ジョイメイトいわみを経由するFAX申込は取り扱っておりません。

必ず全福センターホームページからお申込みください。直接ユーキャンへ申し込まれたものは割引対象となりません。

- 人気講座**
- 医療事務 49,000円→**41,650円**
 - ボールペン字講座 31,680円→**26,928円**
 - ケアマネジャー 49,800円→**42,330円**

全福セントラルページ、
ユーキャンのバナーをクリック!



※2020年5月1日時点の価格です

もしも!?!の
備えが役に立つ! /

全福ネット 防災シリーズ

防災
グッズ、
備えて
ますか?



〈商品一例〉

1セットから個別配送

**会員特別価格にて
ご案内**

**ご自宅・勤務先
全国どこでも送料無料**



全福セントラルページの
防災シリーズ バナーをクリック!



ルートイン ホテルズ

ホテルルートインやアークホテル
を主体に全国で約329施設
(2023年7月現在)を展開する
ルートインジャパン。

異なるコンセプトを持つ4つのホ
テルブランドを展開しています。
ネットからのご予約で特別優待
が受けられます。



全福センター
トップページの
ルートインホテルズの
バナーをクリック!

ROUTE INN HOTELS

公式WEBサイトより
安い

朝食バイキング**無料**

全国**320施設以上**の
ネットワーク

Pontaポイント
100円で3ポイント

じゃらんコーポレート サービス

全国のホテル約2万
7000施設。

プラン数約320万プラン
からご予約が可能。

また、法人会員様専用
の「法人限定プラン」を
ご用意しているため、
大変お得にご予約が可
能となっております。

プラン数約
320万プランから
ご予約可能

法人会員専用の
お得な
「法人限定プラン」
をご用意

全福セントラルページの
じゃらんのバナーをクリック!



一般財団法人島根県西部勤労者共済会業務規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人島根県西部勤労者共済会(以下「共済会」という。)定款第4条の規定に基づき、共済会の実施する事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)中小企業 資本金3億円以下又は常時勤務する従業員が300人以下の事業所等をいう。
(2)勤労者 賃金を受けて常時雇用されている従業員をいう。
(3)会 員 次条に規定する資格を有し、第4条の規定に基づく承認を得た者で、共済会が行う事業の受益の対象者をいう。
(4)島根県西部地区 浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町をいう。

第2章 会 員

(会員の資格)

第3条 共済会の会員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)島根県西部地区内の中小企業及び地方公共団体に働く勤労者、役員及び事業主
(2)島根県西部地区に住所を有し、島根県西部地区外の中小企業に働く勤労者でその事業主の承認を得た者及び地方公共団体の非正規職員
(3)その他理事長が適当と認めた者

(入会手続)

第4条 共済会に入会しようとする中小企業及び地方公共団体の事業主(以下「事業主」という。)又は前条第2号に規定するもの(以下「個人会員」という。)は、入会申込書及び会員名簿を理事長に提出し、その承認を得なければならない。
2 前項の規定により入会しようとする事業主は、原則として当該中小企業及び地方公共団体の勤労者全員を会員として登録しなければならない。ただし、当該中小企業のうち、島根県西部地区外に事務所、事業所、出張所等を有し、これに勤務する勤労者及び地方公共団体の非正規職員については、この限りでない。
3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げるものは、事業主の判断により、会員として登録することができる。
(1)試用期間中の者
(2)期間を定めて雇用されている者
(3)常勤役員及び非常勤役員
4 理事長は、入会を承認したときは、事業主又は個人会員に入会承認書を交付するとともに、登録された会員に会員証を交付するものとする。

(資格の取得)

第5条 前条第4項の規定により登録された会員の資格は、理事長が特に必要と認めた場合を除き、入会申込書が受理された日の属する月の翌月初日から発生する。
2 事業主は、新たに会員を追加登録する事由が生じたときは、直ちに会員追加届を理事長に提出しなければならない。
3 前項の規定による届出については、前条第4項及び本条第1項の規定を準用する。

(退会)

第6条 事業主又は個人会員が共済会を退会しようとするときは、退会届を理事長に提出し、その承認を得なければならない。
2 理事長は、前項の規定にかかわらず、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退会させることができる。
(1)会費を3ヶ月以上滞納したとき
(2)虚偽その他不正行為により共済会に不利益を与えたとき
(3)共済会の信用を著しく失墜させる行為があったとき
3 理事長は、第1項の規定により退会を認めた場合は退会承認書を、前項の規定により退会させる場合は退会通知書を、それぞれ当該事業主又は個人会員に交付するものとする。

(資格の喪失)

第7条 前条第1項の規定により退会を承認された者は、退会の承認があった日の属する月の末日をもって会員の資格を喪失する。
2 事業主は、会員が退職若しくは死亡したとき、又は転勤、系列企業への移籍等により会員登録を取り消す必要が生じた場合は、その事実が発生した(する)日の属する月の末日までに退会届に会員証を添えて理事長に提出しなければならない。
3 前条第2項の規定により退会を承認された者及び前項の規定のうち、会員の死亡により届出を提出した者は、その事実が発生した日をもって会員の資格を喪失する。
4 本条第2項の規定のうち、会員の退職若しくは転勤、又は系列企業への移籍等により届出を提出した者は、その事実が発生した日の属する月の末日をもって会員の資格を喪失する。

(変更届)

第8条 事業主又は個人会員は、入会申込書及び会員名簿の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を理事長に提出しなければならない。

第3章 会 費

(会費)

第9条 会費は、会員1人につき月額1,000円とする。ただし、地方公共団体の個人会員については、個人会員1人につき月額500円とする。
2 会費は、個人会員を除き、その2分の1以上を事業主が負担するものとする。
3 勤労者が会費の一部を負担する場合は、その徴収は事業主において行うものとし、会費の納付義務は全額事業主が負うものとする。

(会費の納付)

第10条 事業主又は個人会員は、会費を毎月納付するものとし、納入方法は毎月20日(その日が金融機関の休業日に当たるときは、以後の直近の営業日とする。)に、事業主又は個人会員が指定した金融機関の預金口座から口座振替するものとする。ただし、地方公共団体の個人会員については、会費を半期毎に納付することができる。
2 前項に規定する会費の納付額は、会員1人当たりの月額会費に毎月1日において会員資格を有する会員の人数を乗じて得た額とする。
3 共済会を退会又は会員資格の喪失した日の属する月の会費は、還付しないものとする。

第4章 給付事業

(慶弔給付事業)

第11条 給付事業の範囲は、別表第1及び別表第2のとおりとし、会員にその給付事由が発生したときは給付金を給付する。
2 別表第1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17略称:全労済協会という。)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約(以下「保険契約」という。)を締結して実施し、共済会または会員が保険契約の被保険者となり、保険金支払の各条件等については、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。
3 別表第2の給付事業は、共済会が独自に実施し、支払の各条件等については、前項の規定を準用するものとする。

(給付金の請求)

第12条 給付を受けようとする者は、所定の給付金請求書により行うものとする。

(給付金請求の時期)

第13条 給付金の請求は、給付事由が発生した日以降速やかに行わなければならない。
2 前項に規定する給付金に係る請求権は、給付事由の発生した日の翌日から起算して3年を経過したときは時効により消滅する。

(給付の決定及び通知)

第14条 給付の決定は、全労済協会および理事長が行う。
2 理事長は、給付金請求書を受理したときは、これを審査し、給付金の交付の可否を給付金交付(不交付)決定通知書により請求者に通知するものとする。

(給付金の給付)

第15条 給付金は、請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。
2 事業主は、前項の規定により給付金を受領したときは、直ちに当該会員に給付するものとする。

(受給資格)

第16条 第11条に規定する給付金は、会員の資格を取得した日以降に発生した事由について給付する。

(給付の制限)

第17条 理事長は、会員が次の各号に定める行為をしたときは、その全部又は一部の給付を行わないことができる。
(1)給付の請求に虚偽があるとき
(2)会費納入の義務を履行しないとき

(給付金の返還)

第18条 理事長は、請求者が虚偽その他の不正行為により給付金を受けたと認められる場合は、当該請求者に対して、支給した給付金を返還させることができる。

(異議の申立て)

第19条 請求者は、給付の決定に関して疑義があるときは、給付決定通知書受領後60日以内に審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。
2 前項の異議の申立てがあったときは、審査委員会は異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行いその結果を請求者に通知するものとする。

第5章 福利厚生事業

(福利厚生事業)

第20条 共済会は、会員に対して次の各号に掲げる福利厚生事業を行うものとする。
(1)在職中の生活安定に係る事業
(2)健康維持増進に係る事業
(3)老後の生活安定に係る事業
(4)自己啓発に係る事業
(5)余暇活動に係る事業
(6)財産形成に係る事業
(7)その他福利厚生の実施に必要な事業
2 共済会は前項に規定する事業を行うため、厚生労働大臣の指定を受け、勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務代行団体となることができる。
3 共済会は、第1項に規定する事業を促進するため、会員等に対する啓発、普及に努めなければならない。

第6章 受 益

(受益者)

第21条 会員は、資格取得の日から資格喪失の日まで、共済会が行う事業による利益を受けるものとする。

(受益の制限)

第22条 理事長は、事業主又は個人会員が第9条に規定する会費の納入を怠ったときは、会費を完納するまでの間、共済会事業による会員の受益を制限することができる。
2 理事長は会費の額により、当該団体との協議の上、共済会事業による会員の受益を制限することができる。

第7章 雑 則

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成10年11月27日議決)

この規則は、平成10年11月27日から施行し、平成10年11月2日から適用する。

附 則 (平成11年4月1日専決)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年5月1日専決)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月18日議決)

この規則は、平成11年10月18日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則 (平成12年4月18日専決)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年10月2日専決)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月12日専決)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月27日議決)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月4日専決)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月4日専決)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月4日専決)

この規則は、平成17年9月25日から施行する。

附 則

この規則は、一般財団法人島根県西部勤労者共済会の登記の日から施行する。ただし、一般財団法人移行前に発生した事項については、なお従前の財団法人島根県西部勤労者共済会業務規則を適用する。

附 則 (平成26年2月24日議決)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月1日専決)

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日専決)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月27日議決)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



一般財団法人 島根県西部勤労者共済会

〒697-0026 浜田市田町116-17

TEL 0855・23・5365

FAX 0855・23・5389

URL <https://www.sw-kyosai.or.jp/>

E-mail: info@sw-kyosai.or.jp



●発行日／2024.4.1

※このガイドブックに記載の内容は、令和6年4月1時点
のものであり、予告なく変更する場合があります。